

いよし 社協だより



8月9日(金)・10日(土)に  児童広域交流事業を行いました。



伊予市で
地引網体験!!

いよし社協
イメージキャラクター
あいみん。




何がとれたかな??
詳しくは8ページを
ご覧ください。

目次

- 令和6年度伊予市社協会員加入のお礼 ……P 2
- 赤い羽根募金へのご協力 ……P 3
- 伊予市民生児童委員協議会 ……P 4
- 職員・ヘルパー募集 ……P 5
- こんにちは!障害者相談支援センターです ……P 6
- 就労準備支援事業・家計改善支援事業について ……P 7
- ぽかりん通信 ……P 8・9
- まごころ銀行・弁護士相談等予定 ……P 10

社会福祉法人
伊予市
社会福祉協議会
〒799-3113 伊予市米湊723-1
TEL 089-983-6224
FAX 089-983-3253
<http://www.iyo-shakyo.jp/>

 いよし社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金を制作費の一部に充当させていただいています。

令和6年度伊予市社会福祉協議会会員加入のお礼

今年度も、市民の皆さま、事業所の皆さまなどから、貴重な会費をお納めいただきました。心よりお礼申し上げます。また、会費の納入にご配慮を賜りました広報区長さま・協力員（広報委員）さまをはじめ、ご協力いただきました関係皆さまに深く感謝申し上げます。

	金額	備考
一般会費	4,682,650円	伊予地区 3,758,250円
		中山地区 423,000円
		双海地区 501,400円
特別会費	708,000円	個人 496,000円
		事業所 212,000円
合計	5,390,650円	

(令和6年8月16日現在)

- 特別会費の個人の方々は、民生児童委員の皆さま、市議会議員・市役所管理職員の皆さま他です。ご加入いただき、ありがとうございました。
- 特別会員としてご加入いただきました事業所の皆さまは次のとおりです。ありがとうございました。(令和6年8月16日現在)

《伊予地区》

(順不同・敬称略)

伊予テックサービス 株式会社	山陽刷子 株式会社	株式会社 橋本測量設計
有限会社 伊予開発	有限会社 隅田建設	社会福祉法人 愛信会 森の園
伊予市管工事業協同組合	株式会社 オカベ	株式会社 大塚建設
四国森紙業 株式会社 伊予事業所	愛媛県建設業協会 伊予支部	えひめ中央農業協同組合 伊予中央支所
有限会社 ツバメハイヤー	有限会社 近松自動車商会	栄養寺
医療法人 光風会 永井クリニック	伊予漁業協同組合	有限会社 奥島観光
公益社団法人 伊予市シルバー人材センター	株式会社 公益社	伊予商工会議所
西岡工務 株式会社	株式会社 伊予ブルドーザー建設	西岡建材 株式会社
ナガイ 株式会社	愛媛新聞エリアサービス伊予東	伊予交通安全協会
HondaCars中央愛媛 伊予店	株式会社 南伊予養鶏	株式会社 弘陽工務
ウェルビア伊予 FunSpace 株式会社	国際土建 株式会社	渡邊建設 株式会社
医療法人 敬史整形外科	株式会社 伊予観光タクシー	有限会社 アウラ

《中山地区》

(順不同・敬称略)

伊予森林組合	株式会社 プロシーズ	有限会社 永井商会
有限会社 栄電機設備	株式会社 中山建設	有限会社 田中興業
株式会社 入本物流	岐阜プラスチック工業 株式会社 愛媛工場	入江工研 株式会社
えひめ中央農業協同組合 中山支所	株式会社 藤本建設	

《双海地区》

(順不同・敬称略)

有限会社 園芸自動車修理工場	有限会社 北風正高商店	藤岡工業 株式会社
源田自動車	酵素 まる	えひめ中央農業協同組合 双海支所
さら		

《市外》

(順不同・敬称略)

株式会社 日本交通社	四国医療サービス 株式会社	有限会社 ひまわり商会
岡田印刷 株式会社		





赤い羽根募金

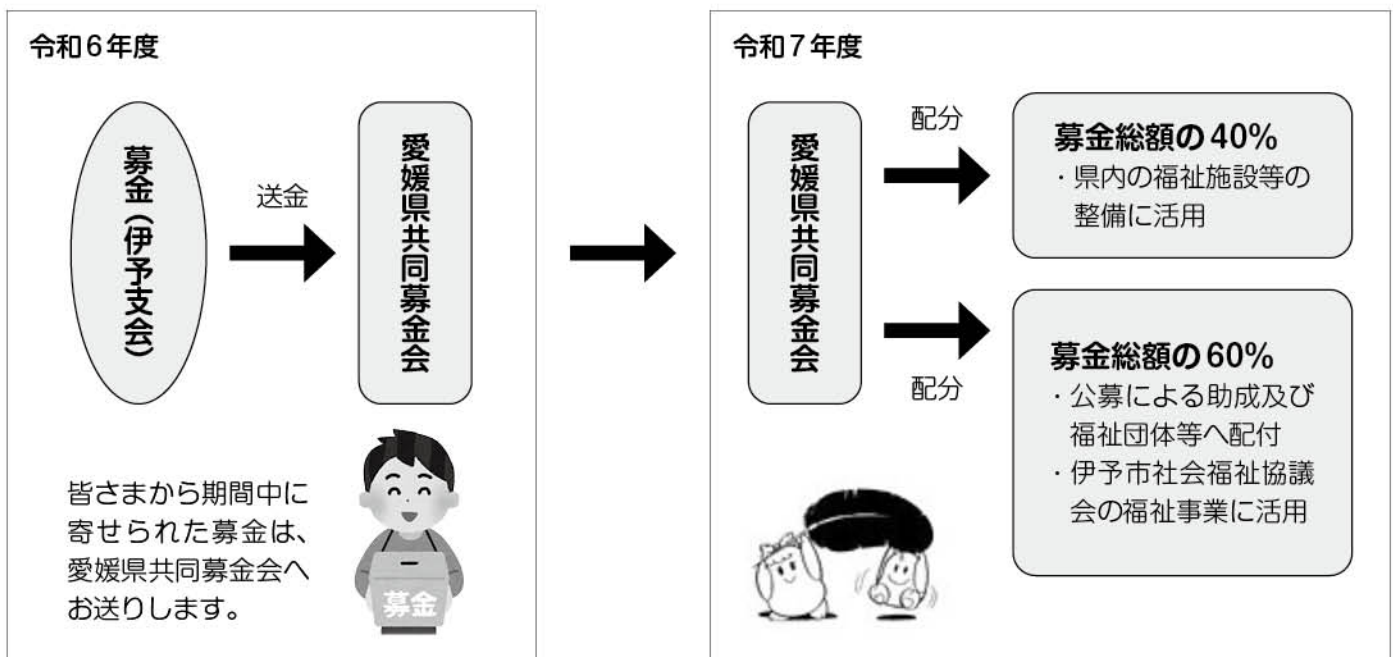
10月1日から
12月31日まで

共同募金

今年も10月1日より、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に展開されます。赤い羽根募金は地域の身近な福祉活動を資金面から支援する募金です。『じぶんの町を良くするしくみ』という目的のもと、伊予市で集められた募金の多くは伊予市内の福祉活動に役立てられています。

また、災害準備金としても積み立てられ、大きな災害が起きたときは、全国から応援が届くしくみになっています。今年1月に発生しました能登半島地震においても、この災害準備金がいち早く使えるお金として被災地を支えています。

皆さまから寄せられる募金の流れは、大まかに次のようになっています。



伊予市では、次のように活用しています。

ボランティア活動を活性化するために

★ボランティアグループへの活動支援

未来を担う子どもたちのために

★スポーツ少年団への活動支援

安心した日々を過ごし、地域を元気にするために

- ★弁護士等による各種相談所の開設
- ★関係機関・団体等への活動支援
- ★社協だよりの発行 など

障がい者や高齢者がいきいきと生活できるように

★関係団体への活動支援



～今年も皆さまからの温かいご支援をお願いいたします～



伊予市民生児童委員協議会



視察研修 in 西予市

7月16日(火)に、伊予市民生児童委員協議会の視察研修を行いました。今年度は西予市の乙亥会館にて、語り部の方々に平成30年7月の豪雨災害についてご説明いただきました。

乙亥会館周辺に出歩き、災害当時の水位がどこまでのものであったかを目の当たりにし、改めて災害の凄惨さを感じました。また、災害伝承展示室では、災害発生から復興までの流れが細かく掲示されており、当時からの地域のつながりを強く感じました。

参加された方は、「語り部の方の説明が分かりやすく、とても勉強になった。」「今回の研修を通して、日頃から災害に備える必要性を再認識した。」などといった感想もあり、とても充実した研修会になりました。



双海地区協議体の取り組み



双海地区協議体では高野川地区にあったレストラン「海楽園」の中華そばを再現したものを地域で提供し、地域づくりを行っています。

今回も前年に引き続き、下灘小学校の終業式の日に合わせて中華そばをつくりました。一般の方にも足を運んでいただき、児童だけでなく地域の方との交流を深めることができました。

双海以外の地域でも中華そばづくりを行っておりますので、お気軽にご相談ください。



社会福祉法人伊予市社会福祉協議会 正規職員募集

雇用形態：正規職員

職 種	訪問介護員	勤務場所	伊予市内の訪問介護事業所
募集人数	1名	応募資格	介護福祉士・普通自動車運転免許

勤務条件

勤務時間	原則、月～金の午前8時30分から午後5時15分
------	-------------------------



初任給（令和6年4月1日現在）

給 料	大学卒 187,300円、短大・専門学校卒 179,100円、高卒 166,600円を基に経験、資格、業務の内容等を考慮して決定します。
その他	他の勤務条件、手当等については伊予市社会福祉協議会職員就業規則及び給与等支給規程に基づきます。

応募方法

試験の内容・日時	書類審査・面接試験（日時は応募者に別途連絡）		
応募要領	応募者は、当協議会に市販の履歴書、資格を証する証明書の写しを提出してください。		
受付期間	随時受付致します。	採用年月日	随時採用致します。

ヘルパーさんも随時募集しています

職 種	採用人数	勤務形態	賃 金
非常勤 訪問介護員	若干名	日数や時間帯は応相談	1,060円/時間 資格・経験年数・勤務実績に応じた加算別途有

- **応募資格** 介護福祉士・ホームヘルパー2級（初任者研修）資格以上・看護師のうちいずれかに当する方。
普通自動車または原付バイクの運転ができる方。
- **勤務場所** 伊予・中山・双海のいずれかの訪問介護事業所
- **応募方法** 市販の履歴書に必要事項を記入し、免許証・資格証等の写しを添えて、持参または郵送してください。



書類提出・
お問い合わせ

伊予市社会福祉協議会 総務福祉係 ☎ 089-982-0393
〒799-3127 伊予市尾崎3-1（伊予市総合福祉センター）





いよししょうがいしゃそうだんしえん 伊予市障害者相談支援センターです

《障がい者手帳について》

障がい者手帳とは、何らかの障がいによって自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対して交付される手帳です。「障がい者手帳」と呼ばれるものには、以下の3つの種類があります。各手帳ごとに制度の根拠となる法律等は異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となり、さまざまなサービスや支援を受けることができます。

《手帳の種類》

身体障害者手帳 <small>てちょう どうきょう きゅう</small> 手帳の等級 (1～6級)	身体障害者福祉法の規定に基づき、一定の期間以上継続する身体上の障がいを持った方に交付されます。
療育手帳 <small>てちょう ていど また</small> 手帳の程度 (A又はB)	療育手帳制度に基づき、知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された方に交付されます。
精神障害者保健福祉手帳 <small>てちょう どうきょう きゅう</small> 手帳の等級 (1～3級)	精神保健福祉法に基づき、一定期間以上精神疾患の状態にあって、日常生活に制限が必要な方に対して交付されます。

手帳を取得すると、交付を受けた本人と保護者、家族に対し、様々な控除やサービスを受けることができます。
(受けられる控除やサービスは、手帳の種類や等級によって異なります)

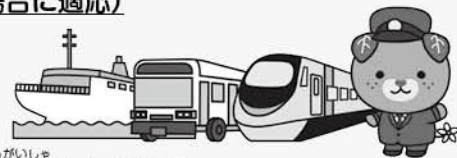
●税金の減免等

所得税・住民税・自動車(軽自動車)税・自動車(軽自動車)税環境性能割・事業税・ゴルフ場利用税・相続税など、要件に該当した場合には控除や減免となります。

●運賃の割引

1 JR運賃の割引 (普通乗車券の場合、本人単独では片道100kmを超える場合に適用)

- ・第1種身体障害者、第1種知的障害者：本人単独及び介助者/5割引
- ・第2種身体障害者、第2種知的障害者：本人単独/5割引



2 航空運賃の割引

- ・各手帳の交付を受けている方：本人及び介護者/おおむね3割引(航空会社によります)

3 バス・電車運賃の割引

- ・身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方：本人単独/5割引
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は路線バス運賃割引が実施されています。
(介護者への割引適用は各バス会社によって異なります)

4 タクシー運賃の割引

- ・各種手帳の交付を受けている方：1割引
(精神障害者保健福祉手帳についてはタクシー会社によって割引適用のない場合があります)

5 旅客船運賃の割引

- ・各業者によって対象や割引率が異なるため直接事業者へお問い合わせください。

6 有料道路通行料金割引：5割引/対象者や対象自動車に要件があります。



伊予市障害者相談支援センターや、市内の相談支援事業所は、障がいのある方や
そのご家族などの身近な相談窓口です。どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください。

- *伊予市社協指定相談支援事業所* *指定相談支援事業所くりのみ* *相談支援センターふあみすて* *障害児相談支援事業所伊予くじら*
- ☎ 983-6224 担当：田中・白尾・森
- ☎ 967-1460 担当：矢野・武智
- ☎ 989-5780 担当：高岡・上田
- ☎ 982-7839 担当：定松



生活相談支援センターからお知らせです

その1 就労準備支援事業について

こんな悩みありませんか？

- 昼夜逆転など生活リズムが乱れがち
- コミュニケーションが苦手な社会に出るのが不安
- ブランクが長くて働く自信がない

～そんな今のあなたにあったプランで支援していきます～



日常生活自立支援

睡眠指導、身だしなみ、適切な食生活など

社会生活自立支援

職場体験や、ボランティア活動を通じた人とのかわり方やマナーなど

就労自立支援

模擬面接や履歴書の書き方、ビジネスマナーなど

お仕事体験をさせてください！

就労準備支援事業では、支援過程で就労体験を実施しています。体験では、利用者が人と関わることを学び、成功体験を積み重ね、就労への苦手意識を減らしていくことを目的としています。

伊予市社協では、こういった方々の自立への第一歩にご協力いただける市内企業・事業所様、地域の皆様を募集しております。本事業へのご理解、ご協力をお願い致します。

就労体験概要

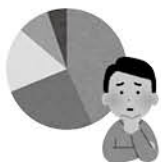
- 体験期間1～2日間
- 1日2～3時間程
- 利用者1日あたり2,000円のご協力金をお支払いさせていただきます。
- 体験ですので給料の支払いは不要です。
- 体験時は職員も同行いたします。



その2 家計改善支援事業について

支援員が一人ひとりのペースに合わせてサポートします。

家計表などを使って、「収入」と「支出」を見える化します。



弁護士相談等を紹介・同行し、借金などの債務整理をします。



窓口へ同行して税金等の滞納を解消します。



ご本人・ご家族
どなたでもご相談
ください



●お問い合わせ

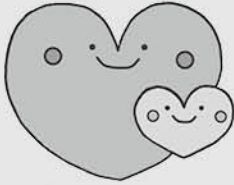
生活相談支援センター

(伊予市社会福祉協議会内)

伊予市尾崎3番地1 伊予市総合保健福祉センター 2階

TEL 089-982-0393 FAX 089-982-0394





伊予市ボラセン
イメージキャラクター ぽかりん

ぽかりん通信

伊予市内で活動しているボランティアグループの紹介や
色々なボランティア情報をお伝えします。

2024.9

【お問い合わせ】

伊予市ボランティアセンター
伊予市尾崎3-1
☎ 089-982-0393

8月9日(金)と10日(土)に行った“はじける! わくわく体験会2DAYS in伊予市”。他市町との児童交流を目的に東温市、砥部町、松前町、久万高原町、愛南町の各市町社協が協力し集まった5、6年生計33名。活動場所が主に双海地区と森地区なので、伊予市からは翠小学校と北山崎小学校から合わせて7名が参加しました。



由並小学校にて

▲ 9日 13:30

まずは、自分で作った名刺を使って自己紹介。上手に伝えられたかな。

▼ 14:30

初めての「はんぎり」。慌てず、バランスを取りながら慎重に。



暑さに負けず やりきったぞ!



▲ 10:40

毒針を持つエイの群れしかとれず。あまり見かけない魚にビクビク。

森地区の海岸にて



▲ 10日 10:30

みんなで力を合わせて。さあ、何がとれるかな?



▲ 12:45

最後の記念撮影。また、伊予市に遊びに来てね。

ふたみ潮風
ふれあいの館にて



▲ 18:30

みんなで食べるカレーはまた格別。作ってくれた「ぽかりんサロン」の皆さん、ありがとう。



▲ 20:00

「わが町しょうかい」では伊予市のいいところをアピールしたよ。



6月30日(日)に、砥部町中央公民館で「第12回広域松山圏ボランティア交流会」が開催されました。この交流会は、松山市、東温市、伊予市、松前町、久万高原町、砥部町の各ボランティア連絡協議会(ボラ連)が協力して毎年開催しており、今年は各ボラ連の活動発表や所属するグループのステージ発表など趣向を凝らした内容でした。



開会前の削り節の販売。
例年好評で、50袋が30分
で完売しました。



◀会場の様子。当日は6市町
合わせて約80名の参加が
あり、伊予市ボラ連は9名
参加しました。

伊予市ボラ連からは、手話サークル「伊予ハンズ」の皆さんが、「手話で伝える伊予市の民話」というDVDの制作に至るまでの話や、過程での工夫などを説明しました。



◀他にも、松山市ボラ連「ときあんさんぶる」の華やかな演奏などもありました。



▲グループ交流会では、自分たちのグループ活動やボラ連の今後についてなど、幅広く話をされていました。



「手話で伝える伊予市の民話」のDVDは伊予市社会福祉協議会でも貸し出しをしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

目でみることは

手話サロン

毎月第3月曜日 13:30 ~ 15:00

伊予市総合保健福祉センター 2階

※9月は、第3月曜日が祝日のため第2月曜日に開催します。

『手話に興味があるけど、どこに習いに行けばいいのかわからない...』
と思っているあなた。

1回だけの参加もOKです!ぜひお越しください。



社会福祉の推進のために大切に活用させていただいています。

伊予市まごころ銀行では、市民の皆さまからの善意の預託（寄附）金品をお預かりし、預託された方々の意志に基づき福祉団体やボランティアグループ等にお送りするとともに伊予市社会福祉協議会が実施する子どもや高齢者、障がい者の福祉サービス事業等に活用させていただきます。皆さまのあたたかいご寄附を賜れば幸いです。

弁護士無料相談 13:30 ~ 16:00

■毎月第1・3水曜日

9月	4日・18日
10月	2日・16日
11月	6日・20日

- 初めての相談のみ
- 向井法律事務所 所属弁護士1名
- 相談時間は25分

税理士無料相談 13:30 ~ 16:00

■毎月第2・4火曜日

9月	10日・24日
10月	8日・22日
11月	12日・26日

- 四国税理士会 松山支部所属 税理士1名
- 相談時間は30分

行政書士無料相談 13:30 ~ 16:00

■毎月第2金曜日

9月	13日
10月	11日
11月	8日

- 愛媛県行政書士会 松山支部所属 行政書士2名
- 相談時間は30分

全相談 完全予約制

☎ 982-0393

前日までに予約をしてください

場所

伊予市総合保健
福祉センター2階
(伊予市尾崎3-1)

ひとりで悩まないで...
**お気軽に
ご相談ください**

留意事項

行政書士相談は、2日前までにご予約ください。



生活相談支援センターを開設しています

経済的な問題で困っている方、引きこもりやニート等働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方等、どのようなお悩みでも構いません。一人で悩まず、ご相談ください。一緒に解決方法を考えます。

相談窓口

《ボランティアセンター》 住所：伊予市尾崎3-1
伊予市総合保健センター2階 TEL：982-0393
《伊予事務所》 住所：伊予市米湊723-1
TEL：983-6224

出張相談 伊予

毎月第4火曜日
10:00 ~ 12:00
フジ伊予店2Fエスカレーター横

お知らせ 中山・双海地区での出張相談が毎月の開催になります！

出張相談 中山

日時：第4木曜日 10:00 ~ 12:00
場所：中山コミュニティセンター
今月は、9月26日(木)です。

出張相談 双海

日時：第3木・金曜日 10:00 ~ 12:00
奇数月：ほっこりカフェおたふく 9月19日(木)
偶数月：下灘コミュニティセンター1階 10月18日(金)

コラム 第55回

社会福祉協議会 会長 上本 昌幸

私たちは、気づかないうちに、様々な恩を受けて生きています。不幸に見舞われたときはなおさらです。「なぜ、自分がこんな目に...」と思ってしまうのですが、やがて周りの人やものが、次々と恨めしくなってきました。そんな心の中をマイナスイメージでいっぱいにしてしまわないために。これまで受けた恩を思い返し、その恩を、誰かに送ってみませんか。

ここで言う「恩送り」とは、受けた相手とは限らず、いただいた恩を、別の誰かに送ることです。その誰かが、また別の誰かに送ります。そうやって、みんながつながっていくことを言います。

八月、パリオリンピックの真っ最中。メダルを獲得した選手がインタビューの中で、コーチや家族に向けて「恩返し」という感謝の言葉をよく口にします。これは、恩を受けた相手に直接、恩を返すことです。

恩送り

